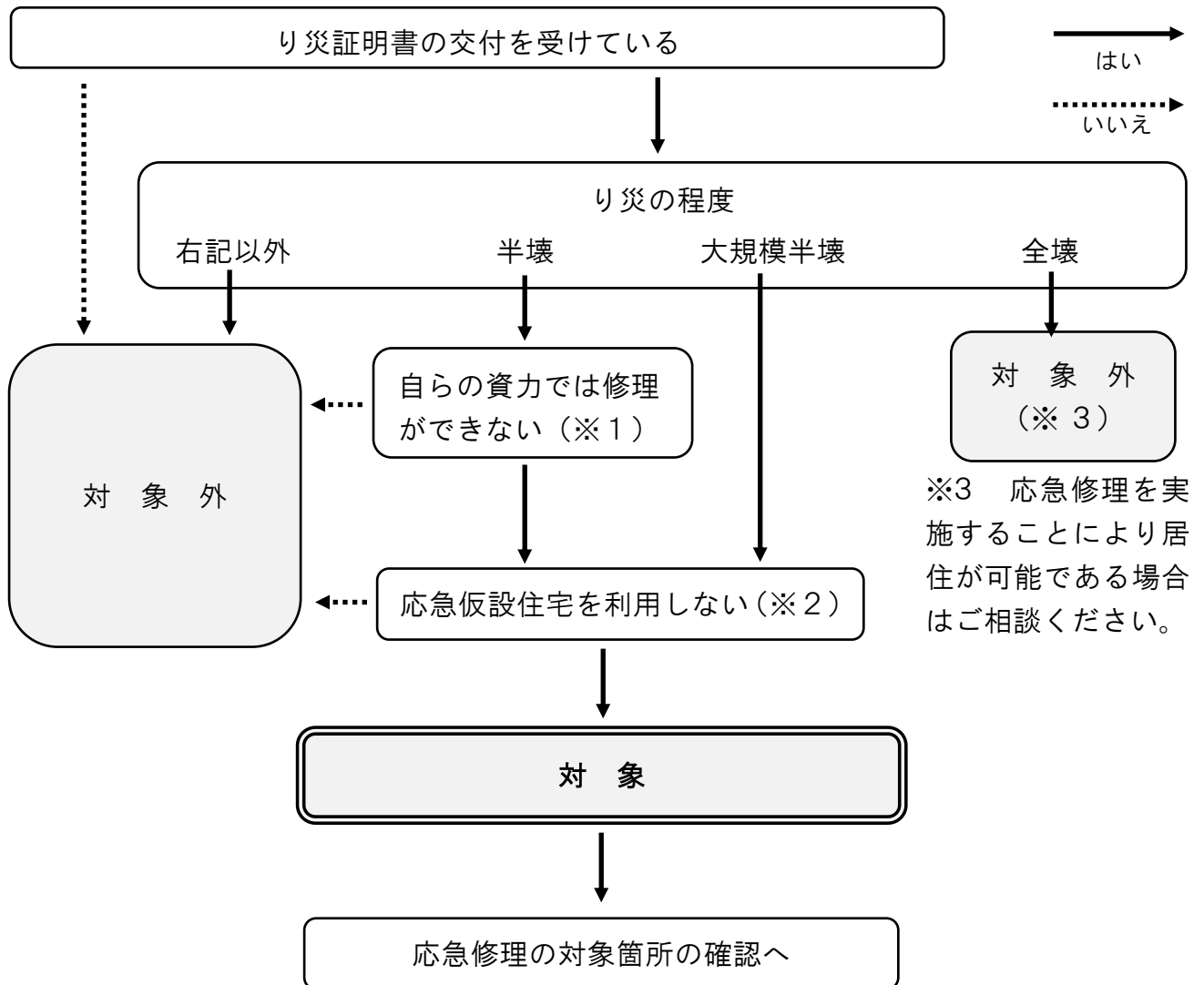


地震により被災した住宅の応急修理について

災害救助法に基づく住宅の応急修理制度は、平成 30 年北海道胆振東部地震（以下「地震」という）により被害を受けた住宅に対して、下記「2. 応急修理の対象箇所」「3. 札幌市から支払う工事費用の限度額」の範囲内で行なう、日常生活に必要な最小限度の部分の応急修理を札幌市が依頼し、その費用を修理業者に支払う制度です。

1. 対象者の確認



※1 資力の有無は受付時に提出する申出書により客観的に判断します。

※2 応急仮設住宅と併用することはできません。

(裏面に続きます)

2. 応急修理の対象箇所

地震により破損した箇所のうち、以下の4項目のいずれかに該当し、日常生活に必要欠くことのできない必要最小限度の部分

- ①屋根、柱、床、外壁、基礎等
- ②玄関ドア、窓等の開口部
- ③上下水道、電気、ガス等の配管・配線
- ④トイレや浴室等の衛生設備

※ 上記の4項目の修理に直接関連のない内装工事は原則として対象外となります。
※ 家電製品や家財道具は対象外となります。

3. 札幌市から支払う工事費用の限度額

1戸あたり58万4千円(税込み)

※ 対象外の修理や限度額を超える部分の費用は自己負担となります。
※ 同一住宅に2以上の世帯が居住している場合も1戸として扱います。

4. 工事完了期限

原則として、災害発生の日から1ヶ月以内に応急修理を完了する必要がありますが、今回の地震では当分の間、これを延長することにしています。期限に間に合うように受付手続きを行ってください。

5. 受付期間

日付	時間	受付場所
10月2日(火)	8:45~17:15	本庁舎地下1階 第3会議室
10月3日(水)~5日(金)	8:45~17:15	本庁舎地下1階 第4会議室
10月9日(火)以降	8:45~17:15	本庁舎7階北側 住宅課窓口
持ち物		
別紙「受け付けの流れ」の「2.受付時に必要な持ち物の確認」でご確認ください。		

6. 本制度に関する問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 本庁舎7階北側
札幌市役所都市局市街地整備部住宅課事業計画係
TEL 011-211-2807 FAX 011-218-5144

詳細は札幌市役所公式ホームページでもご確認ください

札幌市 応急修理

検索

【URL】 <http://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/01osumai/okyusyuri/okyusyuri.html>

(別紙)

受け付けの流れ

1 リ災証明書を取得

住宅のある区を所管する市税事務所で、リ災証明書を取得して下さい。

所管の区	申請窓口	電話番号	所管の区	申請窓口	電話番号
中央区	中央市税事務所	011-211-3918	北区 東区	北部市税事務所	011-207-3918
白石区 厚別区	東部市税事務所	011-802-3918	豊平区 清田区 南区	南部市税事務所	011-824-3918
西区 手稲区	西部市税事務所	011-618-3918			

2 受付時に必要な書類・持ち物

下記の書類・持ち物を準備して下さい。

必要書類等	
<input type="checkbox"/> 応急修理申込書	要件の審査に使用します。
<input type="checkbox"/> 委任状	代理人が手続きを行う場合のみ、必要となります。
<input type="checkbox"/> 住民票（世帯票）	世帯が居住する住宅の所在地・世帯全員の構成が確認できる公的書類であれば住民票以外のものでも構いません。
<input type="checkbox"/> リ災証明書（写し可）	応急修理を希望する住宅のもの。本制度以外にも使用される場合は、原本ではなく写しをご持参ください。
<input type="checkbox"/> 申出書	リ災程度が半壊の場合のみ。 資力要件について確認するためのものです。
<input type="checkbox"/> 申請者の印鑑	シャチハタは不可。
<input type="checkbox"/> 修理希望箇所の写真	対象部分の確認がしやすくなりますので、可能であればお持ちください。

※ 代理人とは、該当住宅の住人（住民票等の証明書類で確認できる世帯員）以外の方を指します。

※ 応急修理申込書・委任状・申出書は事前に送付することもできますので、住宅課までご連絡ください。また、これらの書類は札幌市公式ホームページからダウンロードすることもできます。

※ リ災証明書・住民票等の証明書類は、受け付けに間に合わない場合、後日の提出も可能です。

(裏面に続きます)

3 仮審査を受ける

受付場所で応急修理申込書・り災証明書・住民票等の必要書類を提出して下さい。



仮審査 要件を満たしているか、札幌市がその場で仮審査を行います。

※ り災証明書・住民票等の証明書類を後日提出する場合は、一旦、揃っている書類で仮審査を行います。

4 修理業者に「修理見積書」・「被害状況報告書」・「住宅の応急修理業者願書」の作成を依頼する。

<input type="checkbox"/> 修理見積書 <input type="checkbox"/> 被害状況報告書 <input type="checkbox"/> 住宅の応急修理業者願書	受付時にお渡ししますので、これらの書類の作成を修理業者に依頼して下さい。
<input type="checkbox"/> 住宅の応急修理に係る工事の施工業者の方へ	受付時にお渡ししますので、上記3つの書類と併せて修理業者にお渡しください。

※ 「住宅の応急修理業者願書」には、申請者の住所・氏名を記入・押印した状態で修理業者にお渡しください。

※ これらの書類は札幌市公式ホームページからダウンロードすることもできます。

5 「修理見積書」と「被害状況報告書」の内容を確認する

修理業者が作成した「修理見積書」と「被害状況報告書」の内容を確認して下さい。

※ 「修理見積書」には、申請者が確認した旨を記名・押印する箇所があります。

※ 自己負担分の費用が発生する工事の場合は、申請者と修理業者の間で適宜契約して下さい。

6 本審査を受ける

「修理見積書」・「被害状況報告書」・「住宅の応急修理業者願書」を提出して下さい。



本審査

提出された書類の内容を札幌市が確認し、
希望の応急修理が本制度の対象となるかを審査します。



札幌市がお支払いする工事費用は、本審査の完了時に確定します。

※ 被災証明書や住民票等の証明書類は本審査までに提出してください。未提出の場合は本審査を行うことができません。

※ 本審査は費用の算出も行いますので、審査結果のお知らせは後日となります。

7 工事を実施する

本審査を終えた方には、札幌市から修理業者に「修理依頼書」をお渡しします。



「修理依頼書」の交付を受けてから、工事を実施してください。

8 完了報告・費用の支払い

工事完了後、修理業者は札幌市に下記の書類を提出して下さい。

- 工事完了報告書
- 請求書

修理依頼書の内容と工事完了報告書の内容の整合が取れているか審査します。

審査完了後、札幌市から修理業者へ直接支払いとなります。

※ 自己負担分の費用については、申請者から修理業者に直接お支払いください。

